

白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（改正後）

（目的）

第1条 この条例は、白老町の豊かな自然環境、美しい景観及び町民の安全で安心な生活環境（以下「自然環境等」という。）の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関して必要な事項を定めることにより、事業区域及びその周辺地域における災害の防止を図り、自然環境等に配慮した豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 再生可能エネルギー発電事業は、町、事業者、町民その他関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力の向上及び持続可能な発展を図ることを旨として行わなければならない。

2 再生可能エネルギー発電事業は、自然環境等に配慮し、適正に行わなければならない。

（定義）

第3条 この条例について、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源のうち太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを電気に変換する設備及びその付属設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電事業 再生可能エネルギー発電設備の設置及び当該設備による発電を行う事業をいう。
- (3) 事業区域 再生可能エネルギー発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- (4) 事業者 再生可能エネルギー発電事業を行う者をいう。
- (5) 土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (6) 近隣住民等 次に掲げる者をいう。

ア 事業区域の境界からおおむね300メートル以内の区域（以下「近隣区域」という。）に居住し、又は近隣区域に土地若しくは建物を所有する者。ただし、町長が必要と認める場合は、当該距離を再生可能エネルギー発電事業の規模に応じて町長が別に定める距離とすることができる。

イ 賃借権、地上権、地役権その他の権原により、近隣区域の土地又は建物を使用する者
ウ 事業区域において土砂災害その他自然災害が発生した場合は、その影響を受けるおそれがある者として町長が認める者

エ 再生可能エネルギー発電事業の実施により生活環境に影響を受けるおそれがある者として町長が認める者

オ 再生可能エネルギー発電事業の実施により影響を受けるおそれがある観光業、農林水産業その他の事業を営む者

カ 近隣区域をその区域に含み、又は近隣区域に隣接する町内会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。）の代表者及びその構成員

(町の責務)

第4条 町は、第1条に規定する目的及び第2条に定める基本理念に基づき、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、災害の防止及び自然環境等に十分配慮するとともに、近隣住民等と良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 事業者は、再生可能エネルギー発電設備を設置するに当たり、当該再生可能エネルギー発電事業が周辺環境に及ぼす影響を考慮し、再生可能エネルギー発電事業と地域との共生を図るために必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、地域との共生に支障を生じさせないよう再生可能エネルギー発電設備の適切な管理に努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、再生可能エネルギー発電事業により、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう、事業区域に係る土地を適正に管理しなければならない。

(町民の責務)

第7条 町民は、第1条に定める目的及び第2条に定める基本理念に基づき、町の施策及びこの条例に定める手続きの実施に協力するよう努めなければならない。

(禁止区域)

第8条 町長は、災害の防止、自然環境等の保全又は再生可能エネルギー事業の地域との共生のため、特に必要と認められる区域を禁止区域として指定するものとする。

2 事業者は、前項の規定により指定した区域を事業区域に含めてはならない。

(区域の指定)

第8条の2 前条に規定する禁止区域は、次のとおりとする。

- (1) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域及び第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
- (4) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の保安林
- (5) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定により定める町の農業振興地域整備計画において同法第8条第2項第1号の農用地等として利用する土地の区域
- (6) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号ロの規定による甲種農地及び第1種農地（営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く。）

- (7) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の砂防指定地
- (8) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項の埋蔵文化財の包蔵地域
- (9) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号の国立公園
- (10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める区域

（抑制区域）

第9条 町長は、第1条の目的を達成するため、特に配慮が必要と認められる区域を再生可能エネルギー発電事業の抑制区域として指定する。

- (1) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の津波災害警戒区域
- (2) 水防法（昭和24年6月4日号外法律第193号）第14条の3第1項の高潮浸水想定区域
- (3) 水源の上流又は周辺（下流を除く。）のうち、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る工事に伴い、水源の水質に影響を与えるおそれのある範囲
- (4) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画において定められた森林の区域

2 町長は、抑制区域において再生可能エネルギー発電事業が計画された場合は、当該事業に対し当該発電事業を自粛するよう要請するものとする。

3 事業者は、抑制区域を事業区域に含まないように十分配慮しなければならない。

4 前条の規定による禁止区域と同条の規定による抑制区域が重複している区域は、禁止区域とする。

（適用を受ける事業）

第10条 この条例の規定は、再生可能エネルギー発電設備の出力の合計（以下「発電出力」という。）が10キロワット以上の再生可能エネルギー発電事業に適用する。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物の屋根又は屋上に再生可能エネルギー発電設備を設置するものについては、この条例は適用しない。

2 この条例の規定は、既に設置された再生可能エネルギー発電設備を増設することにより、前項に規定する発電出力以上となる事業においても適用する。

（事前協議）

第11条 事業者は、第13条第1項の規定による許可の申請をしようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画の概要（以下「事業計画概要」という。）について町長と協議しなければならない。

2 町長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

3 町長は、第1項の規定による協議が完了したときは、事業者にその旨を通知するものとする。

（近隣住民等への説明）

第12条 事業者は、事前協議が完了した場合は、規則で定める方法により、事業計画概要を公表しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により事業計画概要を公表した日以後に、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し当該事業計画概要による説明会を開催し、その内容を説明しなければならない。この場合において、事業者は、近隣住民等の理解が得られるよう努めなければならない。

3 事業者は、前項の説明会における参加者及び説明会に出席できなかった近隣住民等からの意見に対し、必要に応じて近隣住民等と協議するとともに、誠実な回答をしなければならない。

4 事業者は、前項の規定による説明会を行ったときは、規則で定めるところによりその結果を町長に届け出なければならない。

5 町長は、第2項の規定による説明会が事業者の周知不足、参加妨害、虚偽の説明その他不適切な方法により行われたと認めるときは、当該説明会を無効とし、その再実施を命ずることができる。

(設置許可)

第13条 再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者は、あらかじめ、町長の許可（以下「設置許可」という。）を受けなければならない。

2 設置許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、町長に設置許可の申請をしなければならない。

3 第1項の規定による許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可に係る事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ変更後の事業計画を町長に許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更は除く。

4 町長は、第2項の設置許可の申請又は前項の変更許可の申請があったときは、必要に応じて関係する市町村長及び行政機関の長の意見を聴くことができる。

5 町長は、第2項の設置許可の申請又は第3項の変更許可の申請について、許可又は不許可の決定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を申請者に通知しなければならない。

(許可の基準等)

第13条の2 町長は、設置許可の申請があったときは、当該申請に係る再生可能エネルギー発電設備が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない。

- (1) 事業区域の全部又は一部に禁止区域を含まないこと。
- (2) 自然環境を保護するための措置が、規則で定める基準に適合していること。
- (3) 景観を保全するための措置が、規則で定める基準に適合していること。
- (4) 反射光、騒音等による近隣住民等の生活環境への被害を防止するための措置が、規則で定める基準に適合していること。
- (5) 防災上必要な措置が、規則で定める基準に適合していること。
- (6) 造成を行う場合は、当該造成が規則で定める基準に適合していること。

- (7) 雨水排水施設等が、規則で定める基準に適合していること。
 - (8) 道路、河川、水路その他の公共の用に供する施設の構造、管理等に支障を来すおそれがないものとして、規則で定める基準に適合していること。
 - (9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）その他関係法令の基準に適合していること。
 - (10) 条例第12条第3項に規定する協議及び回答が誠実に行われていること。
 - (11) 申請者が不正の行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。
 - (12) 申請者（申請者が法人の場合は、その代表者を含む。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 2 町長は、前項各号への適合性について判断するため必要があると認めるときは、専門的知見を有する者の意見を聴き、又は必要な調査を行うことができる。
 - 3 町長は、前条第1項又は第3項の規定により許可をするときは、災害の防止、自然環境等及び生活環境の保全、事業廃止後の原状回復その他この条例の目的を達成するために必要な範囲において、許可に条件を付することができる。
 - 4 許可事業者は、前項の条件を遵守しなければならない。
 - 5 町長は、第1項各号への適合を確保するため必要があると認めるときは、許可後においても、許可事業者に対し、条件の変更又は追加を行うことができる。この場合において、当該変更又は追加によって許可事業者に過度の負荷を課してはならない。

（協定の締結）

- 第14条 町長は、第13条第1項及び第3項の規定による許可をしたときは、許可事業者に対し、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー発電設備の運用並びに災害時及び事業廃止後の措置に関する協定の締結を求めることができる。
- 2 許可事業者は、前項の締結を求められたときは、協定の締結に向けた協議に応じるよう努めなければならない。

（工事着手の届出）

- 第15条 許可事業者は、再生可能エネルギー発電設備の設置の工事（以下「設置工事」という。）に着手しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、着手する日の14日前までにその旨を町長に届け出なければならない。

（工事完了の届出）

- 第16条 許可事業者は、当該許可に係る再生可能エネルギー発電設備の設置工事が完了したときは、速やかに規則で定めるところにより、完了した日の翌日から起算して14日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。当該工事を中止したときも、同様とする。
- 2 町長は、前項の規定による完了の報告があったときは、速やかに、許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、規則で定めるところにより、その結果を許可事業者に通知しなければならない。

(廃止等費用の確保)

第17条 許可事業者は、再生可能エネルギー発電設備の解体、撤去及びこれに伴い発生する廃棄物の処理その他事業廃止後に必要とする措置に要する費用(以下「廃止等費用」という。)を適切に確保するため、保証金としてあらかじめ金融機関に現金を預け入れなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第15条の12第2項の規定による積立てを行う場合
- (2) その他町長が認める事由がある場合

2 前項の保証金(以下「保証金」という。)の額は、次に掲げる額のうち、いずれか高い額とする。

- (1) 事業計画に記載された当該再生可能エネルギー発電事業に係る資本費の100分の5に相当する額
- (2) 許可事業者が見積もった当該再生可能エネルギー発電事業に係る廃止等費用の額

3 許可事業者は、保証金を預け入れた時は、当該保証金に係る預金債権について町を質権者とする質権を設定するため、町と質権設定契約を締結するとともに、町に対して当該質権を第三者に対抗しうるようにするために必要な手続きを行わなければならない。

4 許可事業者は、第13条第1項の許可を受けるまでに、前各項の規定による保証金の預け入れ及び質権の設定を完了しなければならない。

(保証金の取扱い)

第17条の2 町長は、許可事業者が第21条第2項に規定する設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置を適切に行わず、そのことにより自然環境等又は生活環境の保全に重大な支障が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)その他関係法令の定めるところにより町が講ずる措置に要する費用のうち廃止等費用に相当する部分に充てるため、保証金を使用することができる。

2 前項の場合において、保証金の額が当該措置に要した費用に不足するときは、町長は、その不足額を許可事業者に負担させることができる。

(質権設定契約の解除等)

第17条の3 町長は、許可事業者が第21条第2項の規定による措置を完了し、同条第3項の規定による届け出を受理したときは、質権設定契約を解除するものとする。

2 前項の場合において、廃止等費用の確保に支障がないと認めるときは、その範囲内で保証金を減額することができる。

3 町長は前2項に基づき保証金の減額を行うときは、保証金に係る質権の抹消その他必要な手続きを行うものとし、許可事業者はこれに協力しなければならない。

(保証金の公表)

第17条の4 町長は、第17条第1項の規定により許可事業者が保証金を預け入れた時は、その旨及び保証金の額を公表するものとする。

(標識の掲示)

第18条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の設置工事が完了した日から撤去するまでの間、事業区域内の公衆の見やすい場所に規則で定める標識を掲示しなければならない。

2 前項で定める標識の内容に変更が生じる場合は、速やかに変更後の標識を掲示しなければならない。

(維持管理に関する報告等)

第19条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を実施する間、災害時または自然環境等の保全に支障が生じないように、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならない。

2 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の稼働状況、保守点検その他維持管理の実施状況について、規則で定めるところにより、町長に報告しなければならない。

(再生可能エネルギー発電事業の承継)

第20条 事業者から相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、承継した日から起算して14日以内に町長にその旨を届け出なければならない。

(廃止の届出)

第21条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項で届け出た再生可能エネルギー発電設備を廃止するときは、当該設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置を速やかに講じなければならない。

3 事業者は、前項に定める措置が完了したときは、完了した日から起算して30日以内に規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第22条 町長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、再生可能エネルギー発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査)

第23条 町長は、この条例の施行に関し必要な限度において、町の職員に事業者の事務所、事業所若しくは事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立ち入り調査を行う町の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立ち入り調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第24条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 事業者が第11条若しくは第12条の規定による手続きを行わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 事業者が第13条第1項又は第3項の規定による許可を受けずに設置工事に着手したとき。
- (3) 事業者が第13条の2第5項の規定による許可の条件を遵守していないと認めるとき。
- (4) 事業者が第15条及び第16条の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき。
- (5) 事業者が第19条の規定による維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき又は被害を与えるおそれがあるとき。
- (6) 事業者が第21条第1項又は第3項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき。
- (7) 事業者が第22条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) 事業者が前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

(措置命令)

第25条 町長は、前条第2項の勧告を受けた事業者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その事業者に対し、その勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

(許可の取消し等)

第26条 町長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の全部又は一部を取消し、又は期限を定めて工事若しくは事業の停止その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。
- (2) 第13条の2第5項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又は第25条の措置命令に従わず、自然環境等又は生活環境に重大な支障を生じ、又は生じるおそれがあると認めるとき。
- (4) 事業区域において重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該許可を維持することが著しく不適當であると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により許可の取消し又は工事若しくは事業の停止その他必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ当該許可事業者に対して弁明の機会を与えなければならない。

3 町長は、第1項の規定により許可の取消し又は工事若しくは事業の停止その他必要な措置を命じたときは、その理由を付して書面により当該許可事業者に通知しなければならない。

(公表)

第27条 町長は、第25条の規定による措置命令を受けた事業者が、正当な理由なく措置命令に従わない場合又は前条第1項の規定により許可の取消しその他措置を命じた場合であって必要があると認めるときは、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体に当たっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該措置命令の内容を公表することができる。

2 町長は、前項の規定により公表を行う場合は、あらかじめ事業者に対してその理由を通知し意見を述べる機会を与えなければならない。

(情報の開示)

第28条 町長は、第11条の規定により提出された事業計画概要、第12条第4項により提出された届出の内容、第13条第1項の規定による設置許可の内容、第15条、第16条、第20条及び第21条第1項の規定による届出の内容、第13条第3項の規定による変更許可の内容、第19条第2項の規定による報告の内容、第22条の規定による報告又は提出資料の内容並びに第26条第1項の規定により設置許可又は変更許可を取り消した場合における当該者の氏名又は名称を公表することができる。

2 町長は、前項の規定による公表において、公表する内容に白老町情報公開条例（平成10年条例第1号）第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 事業者は、第13条第1項の規定により設置許可を受けた旨、第15条、第16条、第20条、第21条第1項及び同条第3項の規定による届出の内容、第13条第3項の規定により変更許可を受けた旨、第22条の規定による報告又は提出資料の内容のうち町長が必要と認めるもの並びに第19条第2項の規定による報告の内容を、規則で定めるところにより、公表しなければならない。

4 事業者は、設置工事の進捗、再生可能エネルギー発電設備の稼働状況等を公表するよう努めるものとする。

5 事業者は、この条例の規定により公表する書類等に個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）第2条第1項の個人情報をいう。ただし、当該事業者に係る個人情報を除く。以下同じ。）が含まれている場合は、当該個人情報が第三者に明らかとならないよう必要な措置を講じた上で公表しなければならない。

(白老町再生可能エネルギー発電設備設置審議会)

第29条 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する重要事項を調査審議するため、白老町再生可能エネルギー発電設備設置審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例によりその権限に属するものと定められた事項を調査審議するほか、町長の諮問に応じて、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、第2項に規定する調査審議を行うほか、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する事項について、町長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

5 審議会の委員は、自然環境等と再生可能エネルギー発電事業の調和に関する学識経験を有

する者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 前各項に定めるもののほか、組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(手数料)

第30条 第13条第1項の許可又は同条第3項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 第13条第1項の許可の申請 事業区域の面積に応じ、それぞれ次の表に掲げる額

事業区域の面積	金額
0. 1ヘクタール未満の場合	17,000円
0. 1ヘクタール以上0. 3ヘクタール未満の場合	35,000円
0. 3ヘクタール以上0. 6ヘクタール未満の場合	72,000円
0. 6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	130,000円
1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	220,000円
3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	290,000円
6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	370,000円
10ヘクタール以上の場合	520,000円

(2) 第13条第3項の変更許可の申請 次に掲げる額を合算した金額。ただし、その額が52万円を超えるときは、52万円とする。

ア 事業に関する設計の変更（イに該当する場合を除く。）については、事業区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては、変更前の面積、縮小を伴う場合にあつては縮小後の面積）に応じ、前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額

イ 新たな事業区域への編入に係る変更については、新たに編入される事業区域の面積に応じ、次の表に掲げる額

事業区域の面積	金額
0. 1ヘクタール未満の場合	15,000円
0. 1ヘクタール以上0. 3ヘクタール未満の場合	34,000円
0. 3ヘクタール以上0. 6ヘクタール未満の場合	71,000円
0. 6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	130,000円
1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	220,000円
3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	290,000円
6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	360,000円
10ヘクタール以上の場合	510,000円

(国等の特例)

第31条 国又は地方公共団体が行う再生可能エネルギー発電事業は、この条例を適用しない。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以降にその工事に着手する再生可能エネルギー発電事業について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、第17条から第22条の規定は、再生可能エネルギー発電設備を設置し、又は再生可能エネルギー発電設備の設置工事に着手した時期にかかわらず、第3条第2号及び第10条に該当する再生可能エネルギー発電事業の全ての事業者について適用する。
- 4 この条例の施行の際現に設置又は設置工事に着手している再生可能エネルギー発電設備の増設若しくは更新することにより当該再生可能エネルギー発電事業が、第3条第2号及び第10条に該当することとなるときは、附則第2項の規定にかかわらず、この条例の規定を適用する。
- 5 第13条各項の規定による届出及びこれらに関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行前においても、同条各項の規定の例により行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和8年7月1日前に着手する設置工事及び当該設置工事により設置した再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電事業並びにこれらを実施する事業者については、この条例の規定による改正後の白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（以下「新条例」という。）の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第30条を第32条とし、第29条を第31条とし、同条の前に2条を加える改正規定（第30条に係る部分に限る。）は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第30条の規定は、令和8年10月1日以後に行われた第13条第1項又は同条第3項の許可に係る申請（以下「許可申請」という。）について適用し、令和8年10月1日前行われた許可申請については、なお従前の例による。